

千葉県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成21年1月30日

|         |       |
|---------|-------|
| 千葉県監査委員 | 古川光一  |
| 同       | 大島有紀子 |
| 同       | 三須和夫  |
| 同       | 西巻義通  |

20千総総3226号  
平成21年1月27日

千葉市監査委員 様

千葉市長 鶴岡 啓一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成18年監査報告第12号、平成19年監査報告第5号、第7号及び第11号並びに平成20年監査報告第1号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 19監査報告第5号

監査の種類 定期監査（財務）

監査の結果

保育料の徴収対策について検討すべきもの（保健福祉局）

保育料の徴収に当たっては、平成18年2月に策定した財政健全化プランにおいて、収納率を平成16年度の92.6%から平成21年度には93.7%にするという数値目標を設定し、市税等の収入確保や徴収率の向上を図るために設置された徴収対策本部における行動計画に基づき全庁横断的な連携を図る中で、口座振替への移行を促進するなど、目標達成に向けた取組を推進しており、また、滞納者に対しても、徴収嘱託員による臨戸徴収や納付相談のほか、分割納付を実施するなど、積極的な徴収に努めているところである。

しかしながら、収入未済額は、平成18年度決算では約2億2千万円（現年度分約8千万円、過年度分約1億4千万円）となり、年々増加している状況である。

収入未済額を縮減し、収納率の向上を図るため、徴収対策本部における行動計画で取組が検討されている電子収納やコンビニエンスストアでの収納等のほか、悪質な滞納者に対する滞納処分や延滞金の徴収等も含め、より効果的な対策について検討されたい。

#### 講じた措置

保育料の徴収対策については、平成19年10月1日付けで千葉市児童福祉措置費等の徴収等に関する規則を改正し、保育課職員に滞納処分に関する事務権限を委任し、その結果、高額・長期滞納者のうち、差押可能な財産のあることが判明した全滞納者から納付誓約を取り付け、さらにこの誓約を履行しない者に対して、平成20年3月12日付けで債権差押通知書を発送し、債権の回収を図った。

さらには、平成19年6月20日の保育所長会議において、保育所長が積極的な納付の喚起を行うよう、保育課長から周知し、初期滞納の防止を図った。

なお、コンビニ収納については、システム改修等に多額の費用を要するため、さらに検討を重ねることとし、その間は口座振替の勧奨をより積極的に行っていくこととする。

また、上記に限らず、今後もより効果的な徴収方法等について検討し、徴収率の向上を図るものとする。

報告書番号 19監査報告第5号

監査の種類 定期監査（財務）

監査の結果

イ 業務の再委託に係る承諾の意思決定を決裁により明確にし、かつ、その通知を書面により行うべきもの（保健福祉局）

総合保健医療センター施設管理業務委託及び食の自立支援事業運営業務委託については、契約約款中に、市の承諾がある場合を除き、委託業務の一部あるいは全部を第三者に委託してはならないと規定されている。

これらの業務については、第三者に再委託されているところであるが、この承諾について、市は意思決定を決裁により行っていなかった。

また、食の自立支援事業運営業務委託については、書面により承諾を受けることになっているが、書面による通知も行われていない。

契約は、受託者の信用及び技術力等の業務の履行能力を前提に締結されるものであり、業務の再委託は、これら契約の前提を変える行為となることから、業務の再委託に係る承諾の意思決定については決裁により明確にするとともに、契約書に基づき、その通知を書面により行うようにされたい。

#### 講じた措置

総合保健医療センター施設管理業務委託及び食の自立支援事業運営業務委託については、平成20年度から再委託の承諾を決裁により行い、書面により通知した。

報告書番号 19監査報告第5号

監査の種類 定期監査（財務）

監査の結果

複数の者による競争のうえ契約の相手方を決定すべきもの  
（保健福祉局、経済農政局）

自家用電気工作物保安管理業務委託については、電気事業法施行規則の改正により平成16年から、外部委託先となる法人を指定する仕組みが廃止され、一定の要件を満たす者が一定の条件の下で委託を受けることが可能となり、これを受けて他の部局では実際に競争入札や競争見積を行っている。

しかしながら、総合保健医療センター、児童相談所施設及び農業集落排水事業の汚水処置施設における自家用電気工作物保安管理業務委託については、従来から契約している一者のみを選定して随意契約により契約を締結していた。

特定の者でなくとも受託できる業務に係る委託については、複数の者による競争のうえ契約の相手方を決定されたい。

#### 講じた措置

総合保健医療センター、児童相談所施設及び農業集落排水事業の汚水処置施設における自家用電気工作物保安管理業務委託については、平成20年度から複数の者による競争のうえ契約を締結した。

報告書番号 19監査報告第11号

監査の種類 定期監査（財務）

監査の結果

ア 補助金額の確定を適正に行うべきもの（市民局）

「補助金の執行事務の適正化について」（平成14年3月1日付け財務部長通知）によると、補助事業の完了により実績報告が提出された場合は、補助金額の算定が適正か確認し、交付すべき金額の確定を行うこととされている。

しかしながら、千葉市防犯協会連合会運営補助金については、交付先団体から提出された実績報告書に添付されている収入支出決算書を確認したところ、本来剰余金として処理されるべき収入支出差引残額が翌年度への繰越金として支出に計上されており、これを補助対象経費に含めたうえで算定した額が補助金額として確定されていた。

当該補助金額の確定については上記通知に基づき適正に行うとともに、必要な措置を講じられたい。

講じた措置

千葉市防犯協会連合会運営補助金については、平成19年12月14日、千葉市防犯協会連合会に対して、平成18年度決算における繰越金に相当する額の返還を求め、平成20年2月12日、返還金を受領した。

報告書番号 19監査報告第11号

監査の種類 定期監査（財務）

監査の結果

イ 補助金の対象経費等について規程の整備を図るべきもの（市民局）

「補助金の執行事務の適正化について」（平成14年3月1日付け財務部長通知）によると、補助金交付要綱で定めるべき事項として、補助金額算出に必要な基準となる「補助対象とする具体的経費、補助率」を明示することとされている。

しかしながら、千葉市駐車場協会運営補助金交付要綱については、「協会の運営に要する経費について、当該協会に対し補助金を交付する。」とし、「補助金の額は、市長が別に定める。」としているだけで、補助金の対象経費や補助率が具体的に定められていなかった。

補助金の対象経費等については、上記通知に基づき規程の整備を図られたい。

講じた措置

千葉市駐車場協会運営補助金については、平成19年12月1日付けで千葉市駐車場協会運営補助金交付要綱を改正し、補助金の対象経費を駐車場事業発展のための調査、研究に要する経費等とともに、補助率を補助対象経費の50%以内と定めた。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 定期監査（財務）

監査の結果

（ア）複数の者による競争のうえ契約の相手方を決定すべきもの（都市局、教育委員会）

自家用電気工作物保安管理業務委託については、電気事業法施行規則の改正により平成16年から、外部委託先となる法人を指定する仕組みが廃止され、一定の要件を満たす者が一定の条件の下で委託を受けることが可能となり、これを受けて他の部局では実際に競争入札や競争見積を行っている。

しかしながら、千葉公園、市立千葉高等学校、加曽利貝塚博物館、郷土博物館及び南部青少年センターにおける自家用電気工作物保安管理業務委託については、従来から契約している一者のみを選定して随意契約により契約を締結していた。

特定の者でなくとも受託できる業務に係る委託については、複数の者による競争のうえ契約の相手方を決定されたい。

#### 講じた措置

千葉公園、市立千葉高等学校、加曽利貝塚博物館、郷土博物館及び南部青少年センターにおける自家用電気工作物保安管理業務委託については、平成20年度から複数の者による競争のうえ契約を締結した。